


所管部課	子ども生活部 保育課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市助産の実施に関する規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正に伴い、東大和市助産の実施に関する規則の一部を以下のとおり改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 助産の実施の対象者のうちC、D階層の要件を改める改正である。 改正前 出産育児一時金（保険料相当額を除く）が39万円以上のものを除く 改正後 出産育児一時金（保険料相当額を除く）が40万4千円以上のものを除く</p> <p>② 別表備考3に「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項」を追加し、文言を整理する。</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし 保険料相当額が変更しているため、対象者の範囲に影響はない。 （保険料相当額 変更前3万円→変更後1万6千円）</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。